

ふくしま

法人会ニュース

2010

12

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

ふくしま街歩き今昔



「福島駅西口前」（福島市三河南町）



（法人ニュースふくしま 2002年12月号より）

Contents

平成22年度納税表彰	2
税務署からのお知らせ	2
税だより	3
へーなるほど	3
税理士会コーナー	4
ちょっといっぶく	4
海外生産に走る日本企業 国内空洞化に拍車	5
e-Tax やってみっパプロジェクト委嘱状交付	6
カメラリポート	7
会員さんこんにちは（渋谷浩一さん）	8



納税表彰

平成二十二年度の納税表彰受賞者が発表され、本会の役員の方々も受賞された。

〈福島税務署長表彰〉

(十一月十五日・福島グリーンパレス)

渡邊博美氏

福島ヤクルト販売(株)
法人会副会長



川津博彰氏

文化設備工業(株)
法人会常任理事



東北六県連でも表彰

十一月十七日、仙台市・江陽グラウンドホテルにおいて、東北六県法人会連合会で表彰式があり次の方が受賞された。

〈役員永年勤続表彰〉

佐藤晃司氏

(株)富士屋商店
法人会副会長

石森成彦氏

三兄工業(株)
法人会常任理事

〈会員増強表彰〉

紺野正雄氏

(株)A水技研
法人会常任理事

最上諭氏

(株)総合コンサルタンツ
法人会常務理事



会員増強表彰の紺野正雄氏



税務署からのお知らせ

～相続又は贈与等に係る生命保険契約や 損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、**相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならない**とする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について**所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。**

お手順をお掛けしますが、必要な手続き(更正の請求又は確定申告など)をしていただきますようお願いいたします。

この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、**国税庁ホームページ**【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。

※ 受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

【問い合わせ先 福島税務署 024-534-3121】

税だより

国税

「平成21事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」が公表されました

国税庁では、納税者の皆様に対する説明責任を果たすため、国税庁が所管する事務について、あらかじめ達成すべき目標を設定し（「実施計画」の策定）、その目標に対する実績を評価・公表（「実績の評価書」の作成）する実績の評価を行っています。

今般、平成21事務年度（平成21年7月から22年6月）の「実績の評価書」について、有識者の方々からなる「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」を経て、去る10月15日に公表されました。
<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/kokuzeichou/21nendo/hyoukasho/honpun-youshi.htm>

「税務署の巡回時計」

昭和50年ごろまでは税務署でも職員による宿直や日直が行われていました。その頃に使われていた「巡回

時計」が残されています。

この巡回時計は、東京銀座の服部時計店製であり、その目的は、宿直や日直の職員が庁舎内外を巡回した際に、予定時刻に該当の箇所を順番どおり巡回したかどうかを管理者が監督するためのものでした。

<http://www.nta.go.jp/ntc/sozei/network/150.htm>

地方税

地方税の電子申告

所得税などの国税については、インターネットを通じて電子申告納税ができます。（このシステムをイータックスといいます。）

一方、地方税のうち、法人事業税や法人県民税などについても、インターネットを通じて電子申告ができます（このシステムをエルタックスといいます）。混雑する窓口に出向くこともありませんし、複数の地方公共団体に対する申告を一回のデータ送信操作により行うことができます。

ご利用には、まずエルタックスホームページ (<http://www.elax.jp/>) にアクセスして利用届出などの準備を行います。大変便利な方法ですので、ぜひご利用ください。

（県庁税務課）

十二月四日、青森県民待望の新幹線が走り始めました。

東北線はこれで旅客用としてはコマガレの区間線、直通は貨物だけになるわけで、東北の大動脈として親しまれたその名も、次第に忘れられていくのでしょうか。たまたま十二月二十五日は福島駅開業の日でもあり、チョッピリの感傷を込めて、東北線の歴史をふりかえって見ることにしました。

村井幸三さんの ヘーなるほど



上野から青森まで七三九キロを鉄道で結ぶという大事業に手をつけたのは明治政府ではありません。「日本鉄道会社」という株式会社で、明治十六年のことです。発起人になったのは明治の元勳岩倉具視やNHKのドラマ「竜馬伝」でおなじみの岩崎弥太郎などで、資本金四百万円でした。株主には恐らく県などからの呼び掛けもあったのでしよう、各県の沿線の有力者が一万円から五千円の

出資で多数参加しています。

たまたま当時の株主名簿である「出金人名簿」が市内笹木野の豪農阿部紀さんに保存されていて、先日拝見しましたが、本県からは阿部紀さんはじめ角田林兵衛さん。橋本伝右工門さんなど当時の県内の豪商・豪農三十七人が名を連ねていらっしやいました。当時の一万円は単純に米価で換算すると約四百万円に相当しますから、相当な負担だったと思います。

工事は現在の新幹線の工法と同じように、ある区間まで工事を進め、完成したその工区で運転営業を開始。次の工区の工事にかかる手順でしたから、本県に入ったのは二年後の十八年（白河まで）。白河福島間が開通したのは二十年で、工事開始から実に四年もかかっています。

かくして三十年秋、ついに十六年の歳月をかけた全区間の工事が完了、東京とさいはての地を結ぶ大動脈が完成したのですが、この大事業が明治人が力を合わせた民営会社の手によって実現したことは、後世に胸はって語り継がれるべき歴史ではないでしょうか。



「書面添付制度」のしくみ

「書面添付制度」とは、税理士法第30条に規定する「税務代理権限証書」を提出している税理士が、税理士法第33条の2に規定する計算事項等が記載された書面を添付した場合の、その添付書面を基にした税理士法第35条に規定する「税務調査の事前通知前の意見聴取制度」のことを言います。経営者の方々はあまり聞き覚えが無いかも知れませんが、平たく言うと、法人及び個人の確定申告書等の提出の際に、税務代理権限証書（昔でいうところの委任状）と一緒に所定の添付書面を提出した場合、一般的な税務調査に入る前に、事前に税理士へ意見を聞く機会が設けられる制度です。また、その意見聴取の段階で問題点等が解消し、今回は調査の必要性がないと認められた場合には、「調査省略」となる場合もあります。

この書面に記載する内容は、①自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項、②提示を受けた帳簿書類に記載されている事項、③計算し、整理した主な事項、④相談に応じた事項、⑤その他、といったものであり、③に関してはさらに顕著な増減事項及び会計処理方法に変更等があった事項を記載

し、⑤については一般的にはその他全体的な総合所見を記載します。

つまり、税理士がその申告書類を提出するにあたり、どのような書類の提示を受け、またその書類に基づいて計算整理した事項を明らかにし、大きな数字の変動があった場合の理由等を記載することにより、その申告書類等の信憑性をより高めることにつながるものでもあります。

平成13年度の税理士法改正以来、現在徐々に浸透しつつある制度ではありますが、全体的な書面添付割合はまだまだ低く、また、書面の内容もより一層の充実度が求められている現状です。納税者の方々に対する税理士の責任の範囲の明確化、また納税者の方々の信頼関係の強化といった観点から、筆者も含め今後の活用割合の更なる増加が期待される制度であります。

東北税理士会福島支部 行形裕司

ちよっと
いっぷく



広報委員

(株)第一印刷 古川 拓也

「心の安らぎに花を」

福島県の素晴らしい景内外の方に少しでも理解してほしい。地域観光をPRして福島の美しさを発信したいという願いから、花見山フォトコンテンツを始めました。美しい福島を広く皆様に知っていただくために開催してきた「花見山フォトコンテンツ」は今年で五回目を終了することができました。

写真家の故秋山庄太郎氏は花見山公園を「いっどこにいても花に囲まれているが福島市郊外の花見山公園の春を、日本随一位に推薦したい。百聞は一見にしかず、この世の桃源郷であると断言してもよい」と言われ花見山を愛され、その名を全国に広めてくれました。

五回目の今年のご縁があり、秋山庄太郎写真美術館長の上野正人氏のご協力をいただき、第五回のフォトコン入選作品と秋山氏が生前花見山

で撮影された二十点余の作品展をコラッセ4Fの催事場で同時開催を行うことが出来ました。

又、福島県芸術祭参加行事の一環で、福島県写真連盟の鳴原明寿会長から推薦され写真展を同様な形で福島テルサ4Fギャラリーで九月二十一日から二十六日まで行うことが出来、多数の入場者に美しい花の写真を見てもらうことが出来ました。この作品展にも秋山氏が撮影した写真を同時展示しました。上野氏の協力があつたから出来たと感謝いたしております。

秋山庄太郎氏は原節子、若尾文子、若下志麻を始めとした往年の女優のポートレートを数多く手掛け、写真家としての地位を確立し、一九六五年頃から花の撮影に取り組み、以後ライフワークと定めたようです。数多くの花の写真を撮影された写真集やネガなどを見せていただき、それぞれの花の美しさを見事に描写される作品を只々、感嘆して見せていただきました。

自然の花々、生けた花々、心のかかに安らぎと美しさをもたらしました。真似をしながら趣味の写真を楽しんでおります。

海外生産に走る日本企業 国内空洞化に拍車

― 菅政権は国内経済立て直しへ政策動員を急げ ―

経済ジャーナリスト

柏木 慶 永

加速する大手企業の海外設備増強

自動車、精密機器、電気など大手企業の海外生産が加速している。日産自動車の主力コンパクトカー「マーチ」のタイ生産移管が象徴的であり、急激な円高が国内市場の縮小と重ね合わせるかのように企業は戦略を変えている。円高がチャンスと日本企業による海外企業のM&A（企業の合併・買収）件数もここ10年で最高となる勢いだ。だが、問題は大企業にぶら下がっている中小、零細企業にとって息の根を止められかねない点だ。内需拡大と雇用確保を声高に唱える菅民主党政権が「モノづくり日本」の足をしっかりと固める施策を実行しない限り、地盤沈下は避けられない。

日産自動車は、タイ生産のマーチを世界戦略車種と位置づけ、現地調達率90%と徹底的な現地化を進める。「国産より20〜30%安く生産できる」とい

深刻化する中小、零細企業への影響

こうした実態が国内製造業を圧迫している。その典型が自動車用金型業界。9月17日、業界2位の富士テクニカ（静岡県清水町）と3位の宮津製作所（群馬県大泉町）が事業統合を発表、再編の口火を切った。企業再生支援機構が富士テクニカに出資して筆頭株主となり、富士が宮津を吸収合併する。両社の経営陣は総退陣するうえ、6工場の半分を閉鎖し、従業員も大幅に削減する。両社は「中国勢に対抗できる企業に生まれ変わるために、新たな企業が必要だった」と、無念さを滲ませた。

08年のリーマン・ショック以降、自動車販売が大幅に落ち込んだことで両社の業績は急速に悪化した。政府はモノづくりの基盤である金型の衰退に危機感を募らせ、政府主導で生き残らせる策に出た。いくら大手といっても経営基盤はもろい。自動車メーカーの海外生産増による現地調達率アップが国内主体の金型メーカーのコスト競争力を弱めた。とりわけ中国の金型メーカーの低コスト化と技術力向上が脅威となっている。最大手のオギハラ（群馬県太田市）がタイ資本の傘下に入り、国内の主力工場が中国企業に譲渡されたことは、象徴的である。

早急な対策実現を

国内市場の縮小で企業が新興国市場中心に海外生産を増やすのは当然でもある。しかし、大企業の下請けである中小企業の多くは海外進出もままならない。仕事量の減少が業績悪化をもたらし、従業員の削減につながる。さらに円高が重なり、やむなく廃業（倒産）という最悪の結果を招くことにもなる。菅政権は雇用を政策の柱に位置づけている。だが、雇用を生み出す企業を元気にしなければ逆に失業者は増える。衰弱している産業経済を立ち直らせるために、外国とFTA（自由貿易協定）を含めたEPA（経済協力協定）の推進、法人税引き下げなどの税制改正を早急に実現すべきである。

【筆者紹介】

柏木 慶 永（かしわざ・よしなが）

経済ジャーナリスト（日本記者クラブ会員）。1969年日本大学法学部新聞学科卒、日刊工業新聞社で、編集局科学技術・第一・第二・各部長、電子メディア局長、執行役員総合事業局長、同業務局長、同論説委員長を歴任。

福島税務署

e-TaxやITプロジェクト

会員企業11社に委嘱状交付

国はITを利用した申告・納税を推進することによって、納税者の利便性の向上や事務の効率化を図るためe-Taxの利用拡大を図っています。このような中福島税務署では、広く納税者の方々にe-Taxの利便性を理解していただこうと、福島署独自のプロジェクトを立ち上げ、そのサポーターを募集。今年度は昨年より2社多い11社（下記）が参加することとなり、さる十一月九日、福島税務署で各企業の代表者の方々に委嘱状が交付された。委嘱期間は



来年6月までで、e-Taxサポーターとして利用拡大に向けて様々な活動を展開することとなった。誰でも参加できますので、来年度は是非あなたもチャレンジしてみたいかがですか。

参加企業名（五十音順）

- こころネット株式会社
- 株式会社こんの
- 株式会社セキホーム福島
- 東北コピー販売株式会社
- 株式会社日新土建工業所
- 福興産業株式会社
- 株式会社福島丸公
- 福島ヤクルト販売株式会社
- 株式会社丸福織物
- 株式会社山川印刷所
- 陽光社印刷株式会社

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用できるの、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず手続きが行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出等の提出が必要です。
※届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告をしたらこんなメリットが!

最高5,000円
の税額控除*1

添付書類の
提出省略*2

還付金が
スピーディ

*1 平成19年から平成22年分の間でいずれか1回

*2 確定申告から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

カメラリポート Camera Report



▲ 22・10・26
改正税法説明会



▲ 22・10・26
県女性連協 第11回会員研修会「郡山大会」

▼ 22・11・2
女性部会移動租税教室
(県知事室において)



”福島から参加の皆さん“

”松川小学校6年生の皆さん“



(県立美術館において)



▲ 22・10・18
セミナー「新規開拓セールスカアップセミナー」
講師 西村 文彦氏
(にしむらセールス & ヒューマン研究所長)



”大会宣言をする小野部会長“



▲ 22・11・5
県青連協 第18回会員研修会「福島大会」
(福島市子どもの夢を育む施設こむこむにおいて)

えと文・やまひろし

会社は心持



渋谷建設株式会社

代表取締役

渋谷 浩一氏

(伊達郡桑折町大字南半田字六角37)
TEL(024)582-2315(代)

「この社長は、いつ会社の仕事をやっているんですか」という噂や悪口がなるとなく入ってくるそうだ。

それもそのはず、名刺の裏を拝見しただけで桑折町商工会副会長を始め、十四の役職、その他三十を超える役職を持っていると言う。伺った日の午後からも五つの会議、打ち合わせが入っているという。殺人的な忙しさである。

例えば「ふくしまけん街道交流会事務局長」「羽州街道交流会幹事」「南とうほく街道ネットワーク副代表」

「万世大路研究会代表幹事」「桑折町文化財保護審議会委員」。きりがないのでやめて置く。この社長さん、街道とか川とかに異常な興味があるらしい。郷土の歴史にも非常に詳しい。自分の会社には余り詳しくないには笑ってしまう。

いつ、会社の仕事をやるか、という全社員出勤が朝七時、社長を中心に今日の仕事の内容、段取り、仕事の分担など実に詳しく協議し指示を出しておくという。これで納得。

渋谷建設という会社だが、実際は土木関係の仕事が多い。それもユニークな独自の土木事業なのである。

阿武隈川、岡部地区の白鳥の来る所。市民が白鳥と親しく触れ合いエサを与えやすい棧橋一帯の工事。次に荒川、桜づつみ公園の近くにバーベキューや芋煮会のやれる一帯の工事。それと阿武隈川、松輪橋と渡利大橋の間、渡利側の堤防から川岸周辺の工事。ここは「水辺の楽校」と呼ばれている。これ

らすべて自然景観、環境を壊さないような穏やかな土木工事に仕上がっている。土木学会、その他から数々の賞を受けており、全国から視察者が詰め掛けているのだ。

この会社の初代は渋谷光男氏で最初は馬車などを使った運送業だったという。

母方の伯父が土建業をやっており、その人物が「土木はトンチ」という名言を吐いた。昭和三十年、土建業を始め、四十三年に有限会社、六十三年に株式会社で改組した。社長の渋谷浩一

氏は昭和三十五年に桑折町で生まれ東北学院大学工学部を出ると佐藤工業で約四年ほど修行して渋谷建設に入社、平成十七年に社長に就任した。

本社の近くに奥州街道と羽州街道の分岐点があるが、渋谷社長が中心となつて「奥州街道 羽州街道 追分」の標柱ほか周辺の地域も歴史的な雰囲気を作りだし立派な町おこしを完成させた。各地から見学に来た人は涙を流して喜んでくれたという。「おもてなし処 桑折御蔵」も立ち上げ大好評らしい。

「メチャクチャお忙しいようですが」「嫌あ、段取りさききちんと付けておけば何とかなるもんですよ」と何げない顔をしている。この会社の自然に溶け込んだ土木工事と町おこしを期待して帰ってきた。

〔12月のこよみ〕

漢字の日 『高校生なら漢字で書け!』



おとしぎ

今冬は、秋を通り越し、赤、黄の紅葉に初冠雪、一足飛びで冬になりましたが、皆様、如何お過ごしでしょうか。

さて、半年前になりますが、久しぶりに福島市の六月議会(さくら野跡地関連)を傍聴しました。皆さんも傍聴されたことがあると思います。傍聴席に大勢の住民がいます。議員さんも少々緊張するのだそうです。翌日の新聞紙面に質問、答弁内容が数行掲載されますが、内容は、情報として物足りないものです。やがて、数か月遅れでその内容が、「議会だより」にそれぞれ数行ごとにまとめられ、お知らせ形式で掲載されます。簡単に議会内容を知るには、この手段しかないようです(九月議会からは、インターネット上で情報提供がされている)。本来ならば、地元紙には議会開催翌日に「無言の民(一般市民)」には聞えてこない、見えない市政の議決内容、つまり、情報を紙面情報とした「概要伝達」は不可欠と思う。

記事を掲載しても住民は興味を持たない、読まないということかも知れませんが如何なるものでしょうか。最近いろいろな場面で提供者と受給者という言葉を耳にしますが、行政サービスの提供者(議員、役職員等)は、受給者(住民)に丁寧な情報提供をしていかないと地域の活性化は、進まないと思います。

地域活性は、住民が正しい情報を基に意見交換、交流し、行政、住民が役割分担し、住民と役所の信頼に裏打ちされた「仕組み」があってこそ実現できるとおもいます。(岩見記)